

診断書・意見書

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害とに区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて、障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。(両眼失明、視野狭窄、視野欠損等)

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

視覚障害の原因となつたいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。(糖尿病性網膜症、緑内障性視神経萎縮、ベーチェット病等)

傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

通常のカルテに記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。

現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じ摘記する。

エ 「総合所見」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

(2) 「視覚障害の状況及び所見」について

ア 視力の測定は、万国式試視力表又はこれと同一の原理に基づく試視力表により、標準照度を400～800ルクスとし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力を測定するが、この場合最も適正に常用しうる矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力によるもので、眼内レンズの装着者についても、これを装着した状態で行う。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正に耐えざるものは裸眼視力による。

ウ 視野の測定には、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、求心性視野狭窄等による中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4を用いる。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

エ 現症については、外眼、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

身体障害者診断書・意見書

総括表

（ 障害用 ）

氏 名	年 月 日生	男 女
住 所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名		
交通事故・労災事故・その他の事故・戦傷 疾病・先天性・その他（ ）		
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所		
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤総合所見		
[将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診 療 担 当 科 名 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第3項の意見（障害程度等級についても参考意見を記入）		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する （ 級相当）		
・該当しない		
注意	1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。	
	2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書を添付してください。	
	3 障害区分や等級決定のため、北海道社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。	

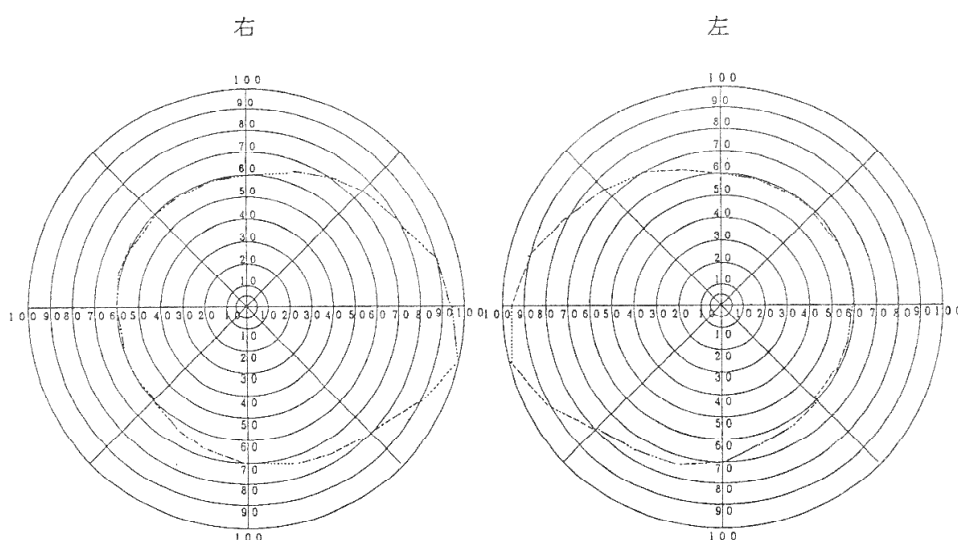
視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼	矯正	正
右		× DCyℓ	DAx
左		× DCyℓ	DAx

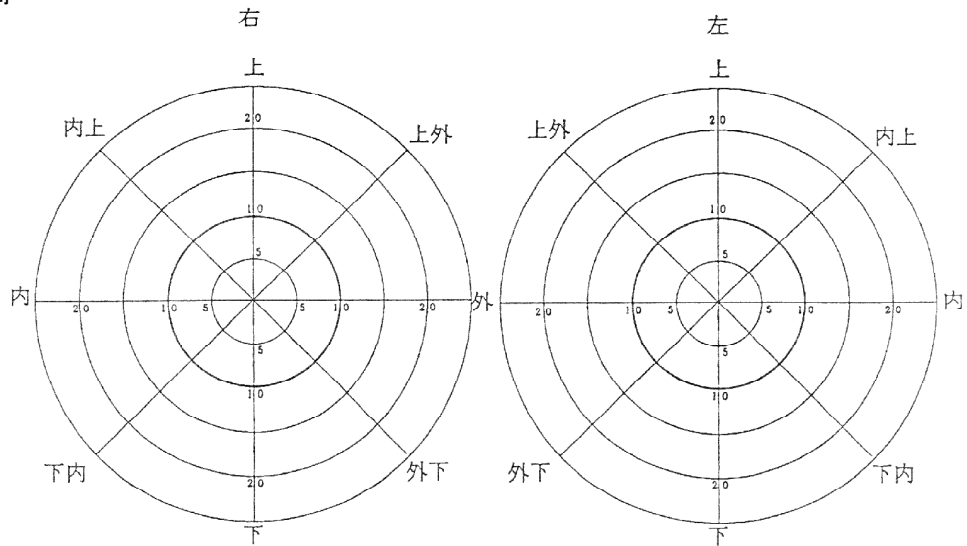
2 視野

視野障害の型 求心性狭窄又は輪状暗点
 上記以外の視野障害



- ・視野障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。
- ・見えない範囲を黒で塗りつぶすか黒斜線により表記すること。当該視野が全周0度の場合は、その旨を示す文言により図示の代用とすることができる。
- ・ゴールドマン視野計を用いる場合、**I / 4 視標**を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いるものとする。

3 中心視野



・ゴールドマン視野計を用いる場合、**I / 2 視標**を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いるものとする。

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視野率②	損失率③
右	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (①÷560×100)	% (100-②)

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視野率⑤	損失率⑥
左	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④÷560×100)	% (100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率
%

4 現 症

	右	左
外 眼		
中 間 透 光 体		
眼 底		